

# 本年10月からの消費税

## 1. 消費税の引き上げ

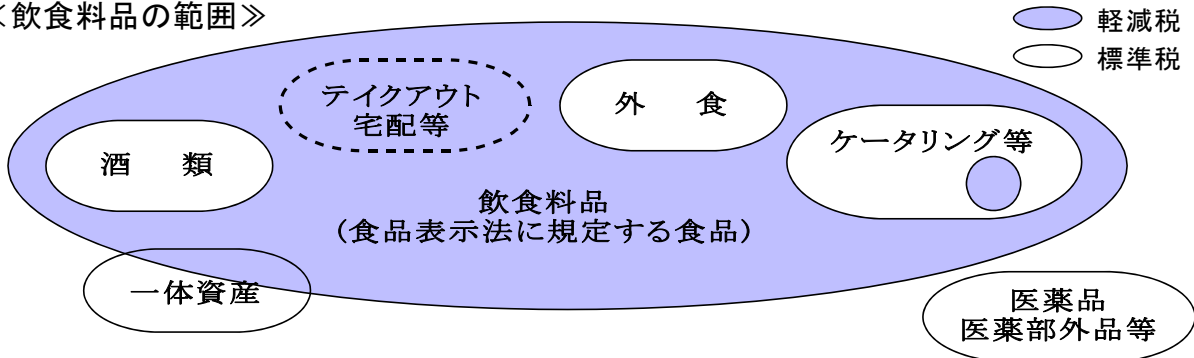
本年(令和1年)10月1日より、消費税率が8%から10%に引き上げられ、同時に飲食料品及び新聞の譲渡についてのみ8%の軽減税率が導入されます。

## 2. 軽減税率の対象

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除き、一定の一体資産を含む)をいい、『外食』は除かれます。

同じく対象となる新聞とは、週2回以上発行され、かつ、定期購読契約をしたものとします。

### 《飲食料品の範囲》



記帳等の個別相談及び第2回説明会(日程は次回お知らせ)を予定してます!!

### ① 酒類

軽減税率の対象から除かれる『酒類』とは、酒税法に規定するアルコール分1度以上の飲料をいい、みりん・料理酒も含まれます。

### ② 外食

軽減税率の対象から除かれる『外食』とは、飲食設備のある場所で飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。従って、飲食店・喫茶店等の店内における飲食サービスには標準税率が適用されます。

### ③ テイクアウトの取扱い

『テイクアウト』は、単なる飲食料品の譲渡なので軽減税率が適用されます。従って、飲食設備を有する店舗の場合は、顧客にどちらかを確認した上で『外食』と区分する必要があります。

### ④ ケータリングと宅配・出前の違い

軽減税率の対象外となる『ケータリング』は、相手方が指定した場所で行う加熱・調理等の役務を伴う飲食料品の提供であるため、標準税率が適用されます。

一方『宅配』や『出前』は、単に料理を引き渡すのみなので軽減税率が適用されます。

## 3. 仕入控除の要件となる請求書等の保存

本年10月1日より4年間は、請求書等の保存について次の『区分記載請求書等保存方式』が求められます。現行の『請求書等保存方式』と比較して、下線の部分が追加記載事項となります。

	現行の請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式
帳簿	①相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の対価の額	①相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率対象品目である場合にはその旨) ④取引の対価の額
請求書等	①作成者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の対価の額(税込価額) ⑤受領者の氏名又は名称	①作成者の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 (軽減税率対象品目である場合にはその旨) ④税率ごとに合計した取引の対価の額(税込価額) ⑤受領者の氏名又は名称

## 4. 集計における注意点

### ① 課税売上について

改正前8%課税分と改正後10%標準税率分及び8%軽減税率分の区分が必要です。  
更に、簡易課税の場合は1～6種の事業区分も必要となります。

### ② 課税仕入について

一般課税では課税仕入についても、改正前8%課税分と改正後10%標準税率分及び科目によっては8%軽減税率分の区分が必要です。

## ◇初めて消費税の課税事業者となる方は

平成30年分の課税売上高(事業用固定資産の売却収入を含む)が初めて1千万円を超えた方は、令和2年分が消費税の課税事業者です。以下の準備をしましょう。

### ① 「課税事業者届出書」

令和2年分が課税事業者となる届出書を提出



### ② 申告方法の選択

簡易課税と一般課税のどちらが有利か試算し令和1年中に選択(簡易課税は要届出書)それぞれの記帳上の注意点を理解する

## ◇消費税の課税から免税事業者となる方の注意

平成30年分の課税売上高が1千万円以下となった方は、2年後の令和2年分が免税事業者

※平成29年分の課税売上高が1千万円超であれば、本年(令和1年)分は課税事業者ですのでご注意ください。